

# 全国老人福祉問題研究会会則

## 第1条（名称）

この会の名称は、全国老人福祉問題研究会（略称 全国老問研）とします。

## 第2条（目的）

本会は、「老問研入会の呼びかけ」にもとづき、日本国憲法の保障する人権としての社会保障を高齢者のすべての生活面にわたって具体化し拡充発展させるために、高齢者福祉に関わる研究調査などの諸活動を通じて地域・職場の運動と理論形成に寄与することを目的として活動します。

第3条（活動）本会は、目的達成のため、次の活動を行います。

- ① 高齢者福祉の諸制度・施策をめぐる問題の研究
- ② 高齢者福祉の現状把握のための調査および資料収集
- ③ 機関誌「ゆたかな暮らし」の編集・発行・普及
- ④ 全国および地域の研究集会、講座、講演会、学習研究会などの開催
- ⑤ 関係する図書、資料の紹介、斡旋、発行
- ⑥ その他、目的達成のために必要な活動

## 第4条（会員）

1. 本会の目的に賛同した個人・団体は会員になることができます。
2. 会員は会員総会に出席し議決に参加する権利があります。
3. 会員は、会の運営について、運営委員会に対し意見を述べる権利があります。
4. 会員は会費を納入する義務があります。

## 第5条（支部および協議会）

1. 会員は、活動単位として、地域または職場などに3名以上の会員で「支部」を結成することができます。
2. 団体会員は「支部」として活動することができます。
3. 複数の支部で「協議会」を結成し、活動することができます。
- 4 「支部」および「協議会」の結成には、運営委員会の承認を必要とします。

## 第6条（機関および運営）

1. この会に、運営委員と代表委員を置きます。
2. 代表委員は若干名とし、運営委員の中から互選します。
3. 代表委員は会を代表し運営委員会を統括します。
4. 運営委員で構成する運営委員会は、会員総会の決定を受け、会の目的達成のため活動します。

## 第7条（役員）

運営委員会に次の役員をおきます。役員は運営委員の中から運営委員会で選出し、任期は運営委員の任期と同じとします。

- ① 代表委員（若干名）
- ② 事務局長（1名）
- ③ 事務局次長（若干名）
- ④ 会計
- ⑤ ゆたかなくらし編集長

#### 第8条（会員総会）

1. 総会は、代表委員が招集するものとします。
2. 総会は、会の最高決議機関であり、2年に1回2月に開催します。但し、運営委員の過半数および代表委員会が必要と認めたときには、臨時に開催することができます。
3. 総会は会員および運営委員の出席をもって成立します。
4. 総会の議決は、出席者の過半数をもって決します。ただし、会員または運営委員が総会に出席できない場合は、予め、委任状をもって運営委員に委任することができます。
5. 総会は次の事項を決定します。
  - ① 活動報告、収支決算および活動計画・収支予算に関すること
  - ② 会則の改廃に関すること
  - ③ 運営委員の選出に関すること
  - ④ 機関誌「ゆたかなくらし」の編集・発行方針に関すること
  - ⑤ その他、会の運営、維持・活動に関する重要事項

#### 第9条（会計監事）

1. 会計監事は2名とし運営委員会で選出します。
2. 会計監事は会の会計を監査し、運営委員会に報告します。

#### 第10条（運営委員等の任期）

運営委員、会計監事の任期は、選任の日から2年間とします。ただし再任は妨げません。

#### 第11条（顧問）この会に顧問をおくことができます。

#### 第12条（財政、会費および会計年度）

1. 会の財政は、個人および団体会費、寄付金、事業収入によってまかないます。
2. 会費
  - ①個人会員の会費は年額1000円とします。
  - ②団体会員の会費は1口3000円（年額）以上とします。
3. 会計年度は1月1日から12月31日とします。

#### 第13条（本部所在地）この会の本部を東京都内におきます。

付則. この会則は、2018年 6月 10日から施行します。